

## 令和8年度第2回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 会議録

日時 令和8年6月10日（水） 18：30～21：20  
場所 牧島コミュニティセンター 研修室  
出席委員 黒川町12名 牧島地区10名  
顧問 2名（市議）、調整 2名（コミセン長）  
伊万里市 市民交流部長、環境政策課長、リサイクル推進係長  
事業者 代表取締役、取締役

### 1. 開会

事務局：伊万里ケーブルテレビからの収録等の申し入れがあり、許可している。

### 2. 会長挨拶

今回も盛りだくさんの協議事項があるので、よろしくお願ひしたい。

### 3. 協議事項

#### (1)視察について **資料1**

事務局：視察については、2月開催の協議会の中で、事業者から具体的な提案があった。協議会として視察の実施、日程等を決定していたが、4月に一部の委員の交替が予定されていたことなどから、延期となっていた。今回、委員として新たに加わった方もおられるが、視察についてこのまま進めてよいか。

委員：黒塩地区と同じ山積み方式の処分場を視察した方が適当と思うが。

事務局：和歌山県の御坊リサイクルセンターは道路から60m積み上げた処分場であり、黒塩地区と類似していると思われる。

委員：黒塩地区の場合は、一部が完全に独立した山となっており、三方が山で囲まれた現場を見ても意味がないのでは。

事務局：前回の協議会での佐賀県からの説明で、黒塩地区の処分場も三方を山で囲まれていることが許可を出した大きな要因になっている旨の説明があっている。ただ、黒塩地区の場合は積み上げた山の方が周囲の山より高くなっていることが他の事例とは異なる点である。

委員：黒塩地区のような独立した山型の処分場の場合、想定外の災害で、積み上げた廃棄物の山が国道側に崩れ落ちる恐れもある。こうした場合の対応も含めて先進地の視察先を考えた方がよい。

事務局：前回の協議会での佐賀県からの説明では、山積み方式の処分場は九州内にも存在するがそれが何処にあるのか、他県の担当者に聞いても教え

てくれなかったとの回答だったため、事務局としても対応は難しいと考える。

委員：黒塩地区の場合、処分場から10m以内に民家が3軒あるが、安全対策をどう講じていくのか。全て業者任せの安全対策で良いのか。また、地元の同意を得るときに60mの高さである旨を説明されているのか。

事務局：黒塩地区との協定の中で説明があったのかどうかの確認までは取れていない。市としては環境保全協定の立会人の立場である。

事業者：その当時の事業者と現在は接点が無いので何とも言えないが、佐賀県からの許可を頂く前の3月に佐賀県と伊万里市で行われた説明会の資料には、現状と同じ内容が掲載されているので何らかの説明は行われたものとするが、60mを強調した説明では無かったとは思われる。この件を確認できるかどうかは分からないが調査したい。

会長：事務局から続けて説明をお願いしたい。

事務局：視察の日程や行程について、事務局で説明した後、ご意見を伺いたい。なお、前回の協議会で、事業者が旅費を負担することで利益誘導になるのではとの意見があったが、事務局としては、旅費については、今回の施設設置者である事業者が負担し、食事代は、参加者自身で負担することを提案する。なお、視察の際には、1日2千円が日当として環境対策協議会から支給される。

(資料1で日程等を説明)

会長：参加できる方の確認をしたい。

※参加可能な方の挙手を求め、多かった上位2パターンで実施することに決定。

日程：①7月17日(金)から18日(土)

②7月24日(金)から25日(土)

なお、追加で参加できる方などは、6月16日(火)までに事務局へ連絡して欲しい。

## **(2)環境保全協定(案)骨子について** 資料2

事務局：前々回の協議会で、委員から、黒塩区と事業者の間で既に締結されている環境保全協定書を参考までに示して欲しいとの要望があった。黒塩区と事業者2者による協定であり、口頭での紹介となる。

大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、騒音・振動防止対策、悪臭防止対策、埋立処分する産業廃棄物の種類、交通安全対策、立入検査、操業停止に関する事、被害補償などについて定められている。

(資料2で協定案の骨子を説明)

(質疑)

委員：「放流水等の検査」について、埋め立て開始の時期から当面の間は、市の検査を排水口から 25m地点で週 1 回実施してもらいたい。現在、市では 100m先の地点で実施されているが、これを 25mの地点で実施して欲しい。

事務局：検査時の採水地点について、浅瀬のため船が近づくことが出来るのか、また、検査の頻度について、毎週やっても天候の変化しか表れないし、費用が伴うものなので、専門的なアドバイス等も受けながら今後、検討していきたい。ただ、市としては、放流水が基準値を下回っているのであれば海水の検査の頻度や採水地点を提案いただいたようにする必要があるので疑問に思うところもある。

委員：排水口から色水を流せば、23m 先で海水と同化するかどうか分かるのではないか。

事業者：法令上、簡単では無いと考えている。今月号の広報伊万里では、伊万里湾の環境が特集されており、市では定期的に年 4 回、3 か所で伊万里湾の水質検査を実施され、環境基準と比較して評価がなされている。同じように、我々事業者にも海に流してよい排水の基準が定められているが、この基準は海水の基準と同じではなく、今回の計画では、シュミレーションの結果、排水を海に流した場合に 23m先では海水と同じ数値になるという結果が環境影響評価の結果として示されている。

委員：23m には伊万里湾の潮の満ち引きに関係しているのか。

事業者：今回、環境影響評価の中で、伊万里湾の水質を 1 年間かけて調査してきたが、その結果の数値と排水を流した後の水質の数値が 23m先で同化するという意味で、潮の満ち引きは関係しない。

委員：環境影響評価の測定水域については閉鎖水域を想定されているのか

事業者：瀬戸内の閉鎖水域の環境省のデータを使っている。環境影響評価を行う前に県に測定方式の妥当性についても承認いただいている。

委員：排水の検査結果はホームページ上に公表されると聞いているが、ただエクセルシートに数値が入力されているだけなので、これを信用していいのか疑問に思う。また、育成具合で自然環境の状態が把握できる環境指標木として杉の実生苗を処分場に植えてはどうか。

事務局：検査結果については、事業者から当然、計量証明書を頂くことになる。また、例えば伊万里市環境センターの場合には、水質検査に際して地元の立ち合いを求めており、協議会の中で、監視体制を構築して、検査に立ち会うことなども今後、協議していくことは可能と考える。

事業者：例えば、立ち入り検査として市が委託された検査業者が水質検査をされ

ることも当然可能であり、水質検査の結果を複数の業者による検査結果と比較して確認してもらっても良い。

委員：周囲の山をしのぐ標高 50.36m の山積みとなる処分場はもっと低くできないか。

事業者：現在許可いただいているものを変更することは簡単では無いと考えており、現行の計画の下で皆さんの不安を払拭できるように対応していきたい。現時点での計画の変更は考えていない。

委員：積上げが完了した山頂のフラット部分に花公園などの整備が可能なように、面積（100m×100m）が確保できる計画に変更できないか。

事業者：現時点での計画の変更は考えていない。

委員：積上げ完了後の跡地活用のイメージ図を現時点で示せないか。

事業者：跡地利用については、広く意見を頂きたいと考えているが、埋立地の廃止までには、30年位は必要であり、30年後にどのような要望が出るかも含め考える必要があるのではないかと。また、周辺エリアまで範囲を広げて跡地利用を計画することについても、周辺の地権者との間の話し合いも必要となるため、現時点では回答することは出来ない。

委員：遮水シート of 安全対策として「漏水検知システム」を導入できないか。

顧問：クリーンパークさがを視察した際の職員の意見として、「漏水検知システム」は故障しやすく、一旦故障すると埋め立てた廃棄物を掘り返して点検する必要があり、あまり勧めないとのことだった。

委員：埋立地西側の土堰堤は高さ 4m と低いですが、より高い丈夫な堰堤の建設ができないか。

事業者：堰堤は段ごとに設ける構造となっており、1か所の土堰堤ですべてを支えるものではない。また、段ごとに堰堤を設けるため、国道側から埋立の現場が丸見えになることはない。

委員：地元の監視体制（組織）を確立して欲しい。

事務局：協議会には、工事が始まった段階から、監視の役割も担っていただきたいと考える。

委員：地元にはしっかりした振興策をお願いしたい。

事業者：覚書の中に記載されており、出来る限りのことはやっていきたい。

委員：先進地視察は類似した山積み方式の最終処分場の視察をお願いしたい。

事業者：和歌山県にある御坊の処分場は、黒塩地区と規模、大きさ、周辺環境が似ているので提案している。他の事業者の処分場も探してはみるが、競合会社となるため難しいと考える。

委員：埋め立てた品目の中にアスベストが含まれているが安全なのか。

事業者：取り扱う廃棄物についても県から許可を受けており、また、グループ会

社でも実際に取り扱っている実績もある。

委員：埋め立てた品目の中に第13号廃棄物があるが、例えば放射能に汚染されたコンクリート固形物などが搬入されることはないのか。

事業者：放射能に汚染された廃棄物は法令上も別の線引きがあり、取り扱うこと自体ができない。万が一それが混在することがあれば、グループ会社全体の経営を左右する大きな信用問題になるので、厳しいチェック体制を敷いている。

委員：処分場が火事になった場合の対応はどうされるのか。

事業者：処分場内には埃が立たないように散水車を配備しており、万が一、火事が発生した場合にはこの散水車で初期対応は可能と考える。

委員：操業時間の規定では、祝日や土曜日も稼働する計画となっているが変更はないのか。

事業者：今後、働き方改革もあるので変更もありうるが、現時点ではこのままで進めていきたい。

委員：廃棄物はどの地域から持ち込まれるのか。

事業者：福岡県や長崎県からの持ち込みが想定できるのではないかと考える。

委員：一日の搬入台数は。

事業者：平均したら10台から20台（20年間埋め立ての場合）と考える。

（前回の協議会での質問への回答）

Q 環境保全積立金の金額は誰か決めて、年間どれぐらいの金額になるのか。

事業者：この制度の趣旨は、埋め立てが完了して収入が無くなった後でも施設の維持管理ができるように積み立て金を準備するもので、金額は都道府県（知事）が定める金額を環境再生保全機構に積み立てる。金額はこれまでの実績では億単位となっている。使い道は、処分場の法面の保護、植栽の費用、人件費や検査費用、撤去費用などに充てられる。

Q 国道から土堰堤までの距離や山頂の面積はどれくらいか。

事業者：国道からの距離は110m。山頂の面積は2,900㎡となる。

委員：「景観対策」の中で、国道から丸見えの処分場の外観については、事業者からは「植樹をして目隠ししたい」との回答があった。この内容も覚書に盛り込んでもらいたい。

委員：硫化水素等や悪臭が発生した場合、必要に応じて自主測定するとしてあるが、「記録に残し、監査時に報告する旨」を加えて欲しい。

委員：「浸出水調整槽及び浸出水処理施設のキャパシティー」について、平成18年9月に起きた1時間に120mmの集中豪雨にも対処できるようにしてもらいたい。

委員：「地域振興策」について、埋め立て完了後のリサイクルパーク構想についても覚書の中で確約してもらいたい。

委員：事故発生や異常発生が2度続いた場合は、操業停止もやむを得ない旨の条項を盛り込んでもらいたい。

#### **4. その他**

事務局より次回日程の提案。

#### **5. 閉会**